富士山本宮浅間大社東側市有地整備事業プロポーザル 募集要項等に関する質問回答書

番号	種別	質問事項	回答事項
1	質疑書	グループで応募する場合のみ、構成員調書が必要とあるが、「グループ」とはどの範囲の関わりの企業を指すか。	要項に記載した「グループ」とは、提案される施設の整備又は管理運営を行う、代表事業者と参加事業者との集合体を示します。この場合において、グループを構成する事業者は、それぞれ市と締結する土地の賃貸借に係る契約の相手方となり、提案された事業計画等に基づく事業の実施に連帯して責任を負います。従って、テナントについては構成員として扱わず、参加資格書類で報告するものとします。 なお、代表事業者は、構成員との調整を行うとともに市との協議において窓口になります。
2	質疑書	営業時間、定休日等の条件について指定はあるのか。	営業時間、定休日等に関する条件は設けておりませんが、当事業用地は、富士宮市世界遺産のまちづくり整備基本構想の中で、交流拠点創出ゾーンに位置付けられ、昼・夜ともに楽しみ交流できる拠点としております。このような点を踏まえて提案してください。
3	質疑書	契約の途中終了の際、更地返却とあるが、契約満了時の返却方 法も更地返却ということで良いか。	契約満了時の土地の返却方法については、更地返却となります。
4	質疑書	契約更新を希望する際、更新は可能か?また、再更新する際の 契約年数は決まっているのか。	契約満了時は、契約満了日の3年前から、市と事業者とが協議の上、契約期間の延長又は再契約の有無を決定します。また、契約期間の延長又は再契約する場合の契約年数等の条件については協議の中で決定します。
5	質疑書	本計画では、浅間大社及び神田川との繋がりが重要と考えるが、将来的な構想として、本事業用地と浅間大社、神田川とを繋ぐ歩行経路に関する整備計画等はあるのか。ないようなら、県道富士宮富士公園線にかかる歩行経路等の提案を行っても良いか。	現在、静岡県が県道富士宮富士公園線の浅間大社前交差点から事業用 地北側駐車場までの区間の歩道整備事業を計画しており、御手洗橋交差 点から事業用地北側駐車場までの区間を先行して整備する予定となって おります。 事業用地周辺の回遊性や動線については、審査内容となっておりますの で、県・市の既存の整備計画を踏まえて提案してください。
6	質疑書	構成メンバーの組成は基本的に参加申請後から提案時までに諸 条件を詰めて行うことになる。グループで参加する場合、事業提案 書を作成するにあたりグループメンバーが変更になる可能性があ る。 その場合、事業提案書提出時で当初参加申請時に申請した構成 メンバーの変更は可能か。	構成員については、様式3-1構成員調書で提出することになっており、 提出資料の内容変更については、要項5ページの 4(7)エ(カ)参加施策 確認後の変更及び辞退 に記載のとおり、平成28年12月26日(月)まで に、行うことになっております。
7	説明会	開発行為の該当とならない場合もあるのか。	事業用地の西側と東側の間に最大2m程度の高低差がある部分がありますが、切土・盛土等の計画内容により、開発行為に該当するか否かが変わってきます。
8	説明会	開発行為に該当する造成をした場合の調整池についてはどう考 えるか。	現在、市が事業用地の造成を行う方針でおり、調整池についてもその中 で対応する予定です。